

一般財団法人神奈川県建築安全協会

BELS 評価業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）BELS 評価業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、協会が実施する BELS 評価業務の手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定める。

(手数料の額)

第2条 業務規程第12条に規定する手数料は、別表に掲げるとおりとする。

(手数料の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、手数料の額を減額することができる。

(計画変更手数料)

第4条 評価書が交付された後に行う計画の変更に係る手数料は、当初の申請において別表に掲げる単独申請の手数料が適用された場合は、単独申請の手数料の2分の1の額とし、併願申請の手数料が適用された場合は、併願申請の額とする。ただし、省エネルギーに関する計算の変更はないが、それ以外の評価書記載事項の変更に係る手数料は、6,600円（税込）とする。

(手数料の納入)

第5条 手数料の支払方法及び支払期日は、一般財団法人神奈川県建築安全協会 BELS 評価業務約款に定めるものとする。

2 前項に定める銀行振込とする場合の振込手数料は、依頼者の負担とする。

(手数料の返還)

第6条 評価業務の申請の際に、協会が収納した手数料は返還しない。ただし、協会の責に帰すべき理由により、評価書が交付できなかった場合は、この限りでない。

(再発行手数料)

第7条 評価書等の再発行を行う場合の手数料は、1通につき6,600円（税込）とする。

附則 この規程は、平成26年7月1日より施行する。
この規程は、平成28年4月1日より施行する。
この規程は、平成28年9月1日より施行する。
この規程は、平成29年4月1日より施行する。
この規定は、平成29年6月1日より施行する。
この規定は、平成30年7月9日より施行する。
この規定は、令和元年6月1日より施行する。
この規定は、令和3年4月1日より施行する。
この規定は、令和4年2月20日より施行する。
この規定は、令和4年10月1日より施行する。
この規定は、令和4年10月26日より施行する。
この規定は、令和7年4月1日より施行する。

別表 1【一戸建ての住宅】

単位：円（税込）

区分	手数料
単独申請	49,500
併願申請	16,500

別表 2【共同住宅等】

単位：円（税込）

区 分		評価対象住戸数：N	手数料
① 住戸部分	単独申請	2～10 戸	$55,000 + N \times 9,900$
		11～30 戸	$88,000 + N \times 6,600$
		31 戸以上	$187,000 + N \times 3,300$
	併願申請	単独申請の 2 分の 1 の額とする	
② 共用部 (共用部分の床面積 (㎡))	単独申請	300 未満	66,000
		300 以上～1,000 未満	105,600
		1,000 以上～5,000 未満	132,000
		5,000 以上	198,000
	併願申請	共用部が併願申請の対象となる場合は、単独申請の 2 分の 1 の額とする	

※1 「住戸のみ」の申請の場合は①の金額とする。ただし、1 住戸のみの申請の場合の手数料は、一戸建ての住宅の額とする。

※2 「住棟のみ」または「住棟+住戸」の申請の場合の N は全住戸数とし、共用部の審査を行う場合は①+②の金額、行わない場合は①の金額とする。

【別表 1、2 共通】

※1 併願申請とは、協会に以下のいずれかの業務を併せて申請するものをいう。（協会が既に評価書等を交付した場合で、本業務の基準に適合することが確認でき、かつ、その計算結果に変更がない場合も含む。）

なお、併願申請のうち一の業務には単独申請の手数料を適用する。

- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定（軽微変更該当証明申請を含む）
- ・設計住宅性能評価
- ・長期使用構造等確認
- ・性能向上計画認定（建築物省エネ法第 35 条）に係る技術的審査
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査

※2 表示プレート、シールの作成を希望される場合は、別途作成費用がかかります。

※3 改修前後の評価を行う場合は、1.5 倍を乗じた手数料とする。

別表3【非住宅】

【モデル建物法】

単位：円（税込）

延べ面積（㎡）	用途分類（別表4による）		
	I類	II類	III類
300未満	132,000×N	88,000×N	66,000×N
300以上～500未満	154,000×N	99,000×N	77,000×N
500以上～1,000未満	187,000×N	110,000×N	88,000×N
1,000以上～2,000未満	220,000×N	132,000×N	99,000×N
2,000以上～3,000未満	242,000×N	154,000×N	121,000×N
3,000以上～4,000未満	286,000×N	187,000×N	154,000×N
4,000以上～5,000未満	319,000×N	220,000×N	176,000×N
5,000以上～10,000未満	363,000×N	275,000×N	209,000×N
10,000以上～20,000未満	429,000×N	319,000×N	242,000×N
20,000以上～	見積り		

N：計算に適用したモデル建物の数に応じて、次の係数を乗じた額とする

モデル建物の数	1	2	3	4以上
N	1.0	1.1	1.2	1.3

【標準入力法（主要室入力法を含む）】

単位：円（税込）

延べ面積（㎡）	用途分類（別表4による）		
	I類	II類	III類
300未満	231,000	176,000	132,000
300以上～500未満	264,000	198,000	154,000
500以上～1,000未満	330,000	220,000	187,000
1,000以上～2,000未満	396,000	264,000	209,000
2,000以上～3,000未満	462,000	297,000	264,000
3,000以上～4,000未満	528,000	341,000	297,000
4,000以上～5,000未満	594,000	396,000	341,000
5,000以上～10,000未満	682,000	462,000	396,000
10,000以上～20,000未満	792,000	528,000	462,000
20,000以上～	見積り		

※1 I類、II類、III類の用途分類の適用については、別表4による。

※2 表の延べ面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。部分を対象と

した評価の場合は、表の延べ面積を評価対象部分の床面積と読み替え、手数料を算定する。

※3 1つの棟に用途分類が複数ある場合は、次のとおりとする。

- ・ I類が含まれる場合はI類
- ・ I類がなく、II類が含まれる場合はII類

ただし、上記適用が著しく不合理であると認めた場合は、別途判断とする。

※4 上表に定める評価方法以外の方法による場合は、別途見積りとする。

※5 表示プレート、シールの作成を希望される場合は、別途作成費用がかかります。

※6 改修前後の評価を行う場合は、1.5倍を乗じた手数料とする。

※7 協会に、建築物エネルギー消費性能適合性判定（軽微変更該当証明申請を含む）を併せて申請する場合（協会が既に通知書等を交付した場合で、本業務の基準に適合することが確認でき、かつ、その計算結果に変更がない場合も含む。）は、上表の手数料によらず一律 16,500 円（税込）とする。

別表 4 【用途分類】

分類	用途区分 コード	建築基準法施行規則別記様式に定める用途
住宅基準 (別表 1・ 2) による	08010	一戸建ての住宅
	08020	長屋
	08030	共同住宅
	08040	寄宿舍
	08050	下宿
II	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (注) 住宅部分は住宅基準、非住宅部分はII類の複合建築物。
II	08070	幼稚園
II	08080	小学校
II	08082	義務教育学校
II	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
II	08100	特別支援学校
II	08110	大学又は高等専門学校
II	08120	専修学校
II	08130	各種学校
II	08132	幼保連携型認定こども園
I	08140	図書館その他これに類するもの
I	08150	博物館その他これに類するもの
I	08152	美術館その他これに類するもの
I	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
I	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの
II	08180	保育所その他これに類するもの
I	08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）

II	08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）
I	08210	児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）
II	08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）
I	08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
I	08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
II	08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
I	08260	病院
II	08270	巡査派出所
II	08280	公衆電話所
II	08290	郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設
II	08300	地方公共団体の支庁又は支所
III	08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家
III	08320	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき建設大臣が指定する施設
II	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
III	08340	工場（自動車修理工場を除く。）
III	08350	自動車修理工場
III	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
I	08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
I	08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
I	08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの
I	08400	ホテル又は旅館
II	08410	自動車教習所
III	08420	畜舎
III	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
II	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
II	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）
II	08450	飲食店（次項に掲げるものを除く。）
II	08452	食堂又は喫茶店
II	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、

		囲碁教室その他これらに類する施設
II	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービスを営む店舗
II	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）
II	08470	事務所
I	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
III	08490	自動車車庫
III	08500	自転車駐車場
III	08510	倉庫業を営む倉庫
III	08520	倉庫業を営まない倉庫
I	08530	劇場、映画館又は演芸場
I	08540	観覧場
I	08550	公会堂又は集会場
I	08560	展示場
II	08570	料理店
II	08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
I	08590	ダンスホール
I	08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
III	08610	卸売市場
III	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
III	08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
III	08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの
II	08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）
要相談	08990	その他

別表 5【複合建築物】

複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合は、申請の対象とする範囲に応じて、別表 1 から別表 3 の手数料を合計した額とする。